



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2020年7月28日（火）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 近藤、寺澤

内線 5031・5036

ダイヤルイン 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2020年7月号（No. 385）＞

～持続化給付金の不正受給を持ちかける手口に要注意～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、新型コロナウイルス感染症対策として事業者を対象に支給される「持続化給付金」について、SNSなどで「うまく申請すれば誰でも給付金を受け取れる」などと持ちかけられたという相談が寄せられています。

特徴

- メッセージアプリなど SNS を通じて、「事業者でなくても、申請の仕方を工夫すれば誰でも持続化給付金を受け取れる」などと、不正な受給を持ちかけます。
- 申請代行のための手数料や謝礼金の名目で、「給付金を受け取った場合、その何割かを支払ってもらう」などと告げられます。

アドバイス

- 持続化給付金は事業者（個人事業者も含む）に対して支払われます。事業を行っていないサラリーマンや学生、無職の人が、事業者を装って申請することは犯罪行為にあたると考えられます。誘いに乗った消費者自身も罪に問われる可能性が高いです。
- 「サラリーマンでも持続化給付金がもらえる」、「自営していることにして申請すれば、持続化給付金がもらえる」などといった、受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける悪質な誘いには、絶対に乗らないでください。
- 同僚など身近な人から誘いを受けたというケースもありますが、受給資格がない場合はきっぱりと断りましょう。
- 不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は、「消費者ホットライン 188」（県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります）に早めに相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン 188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。